

那谷屋正義君 民主党・新緑風会・国民新・日本の那谷屋正義でございます。  
私も質問の冒頭にスポーツの話をしよと思ったんですが、もう元スポーツ選手が大変詳しくお話がされたんで、それはやめにしたいというふうに思いますが、ただ、私が通っている電車のつり広告に、最近、JRですけれども、東京オリンピック誘致ということの広告がありまして、そこを見ますと、平和と環境をテーマにして、そして子供たちに感動と夢をというねらいもそこに書かれています。

そういう意味では、精神的な意味で子供たちに感動と夢を与えるということは非常に大事だろうと思えますけれども、さらにこの委員会では、WBCも気になるところではありますが、やはり、物理的なものについてしっかりと文科省さんに整理をしていただきたいという思いを込めながら質問をさせていただきたいと思えます。

先日行われました大臣所信の質疑の中で、どうしても改めてお尋ねをしたいことが幾つかございますので、まずそのことについてお伺いをしたいと思えます。

給与の問題でありますけれども、教員の給与でありますけれども、教員の給与にメリハリを付けるというふうなことがよく言われました。ところが、このメリハリという言葉、何がメリで何が張りなのか、ちょっと理解しにくいところがあるわけでありましてけれども、要するに頑張っている先生にはそれなりの待遇をという、そんなようなお話もされたことを覚えておりますけれども、頑張る先生というふうに言われましたけれども、教育現場では、それほど頑張り度に格差があるのかどうかということが、ちょっと私、そのとき気になりました。

もしも、ほとんどの先生が頑張っているというふうな状況になったときには、この教育予算はメリハリですから、ある意味、張りという部分が非常に膨らんで、今の教育予算では足りないような状況も出てきてしまうのではないかとこのように思うわけでありまして、まあいらぬ心配かもしれませんが、いずれにしても、教育現場で先生方の頑張り度というものに格差があるというふうにお考えなのか、それともどうなのか、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

国務大臣（塩谷立君） 日々、多くの教員の先生方が頑張っている努力をされていることは十分承知をしているところでございますが、一方で、平成十八年に、教員勤務実態調査の結果からは、教員間の残業時間の長短の差が大きいということが判明したわけでありまして、そういったことを踏まえて、文部科学省としては、教育のかなめである教員に優れた人材を確保するために、メリハリある給与体系の中で頑張る教員の適切な処遇を行うことができるように、予算措置を含めて引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりまして、張りの方がたくさんで予算が足りなくなるぐらいうれしい状況になれば有り難いわけでありまして、実態的にはそういった時間のいわゆる格差がある中で、やはりそれをある程度評価していくことが必要だろうと思っております、そういう意味でメリハリを付けたということでございますので、これは来年度予算にもそういった形で今計上をしているところでございます。

那谷屋正義君 今お答えいただいたように多くの方が頑張っているというふうな認識は一緒かなと、共有するものがあるというふうに思えます。そういう意味では、張りという部分が多くなればよいというお話もございました。その方が張り合いがありますので、是非、予算の方の確保という意味ではしっかりとしていかなきゃいけないんじゃないかと思えますので、よろしくお伺いをしたいと思えます。

もう一方で、いわゆる教員の資質向上あるいは教員の人材確保ということがよく言われるわけでありまして、そういう意味では、メリハリは付けるものの、全体的に上がるわけではなくてやはり全体的に人件費下がっているということの中で、下げられる、つまり給与が下げられる、しかし仕事量は物すごく増えてしまっていると。そしてさらに、この四月一日から始まるという教員免許更新制、これは言ってみれば期限付免許になるということになるわけでありまして、そういう意味では身分が不安定になります。

そういう状態の中で本当に良い人材というものの確保というものが可能なのかどうか、これまた大臣にお考えをお聞きしたいと思えます。

国務大臣（塩谷立君） 教育の成否は教員の資質、能力にあるいは熱意に負うところが極めて大きいと思っております、その人材確保が重要な私どもの政策の柱であると思っ

ております。

教員については、子供たちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与え、重要な責任を負っておりますので、そういった点でこの人材確保というのをしっかりと我々踏まえて、現在でも人材確保法を堅持しつつ頑張る先生の適切な処遇を行うということ、また先生方の負担軽減のためにも、給与とは別にそういった環境をつくるということ、また免許更新制につきましては、定期的に最新の知識、技能を身に付けて、そして教員の資質向上を図るという点で私ども今年から実施するわけですが、いずれにしても、教員の先生方には優秀な人材を確保できるようにこれからも努力をしてまいりたいと考えております。

那谷屋正義君 優秀な人材を確保するという事は私も大事だろうというふうに思うんですが、やはり一方でそれが条件的に伴っていかないということになりますと、これはなかなか難しいのではないかなというのが正直な感想であります。

以下、これから少し何点かに分けて御質問させていただく中でもう少し今のお話を明らかにしていきたいと思っております。

まず、配付させていただいております教員の仕事と職場生活についての国際比較調査というのがございます。これは国民教育文化総合研究所という様々議論があります日教組のシンクタンクでありますけれども、そこがまとめた調査の結果でありまして、日本、そしてイングランド、スコットランド。このイングランド、スコットランド、イギリスは元安倍総理が教育のモデルにしようとしたそういう国でありますから、そういう意味でちょっとここに載せてあるというふうに言っております。それから、フィンランドというのは、御案内のように、国際テストなんかでも有名でありまして、教育と職場の状況や条件についていろいろと調べたと。

特に注目いただきたいのは、まず在学時間というところでありまして、日本は十一時間二十六分、そしてフィンランドは七時間一分、スコットランドは八時間、イングランドは九時間十五分。このスコットランドとイングランドの違いは、一概には言えませんが、例えばスコットランドの方は全国テストというものを離脱しているということの中で、そういった採点等々の時間、まあ一年中採点しているわけじゃありませんからそこで出てくるということではありませんけれども、そんなようなことも含まれているということのようであります。

そして、授業の準備でありますけれども、これが日本が三十五回、フィンランドは三十四回、イングランドは四十九・六回というふうになっています。さらに、生徒指導、ここが日本は十七・一回でありますけれども、フィンランドは三十二・四、イギリスは二十九あるいは二十二と、こういうふうになってございます。関連文書作成ということで、これは様々な事務作業でありますけれども、日本は二十二・八回、イギリスは十八あるいは十三回、そしてフィンランドの方は何と五・七回と、このようになっています。

休憩と夏休みの話はまた後ほどさせていただきますけれども、こういうふうな形の中で、やはり私は考えなきゃいけないことがあるんじゃないかなと思うんですけれども、文科省としてこの結果をどのように受け止められるか、お考えをお聞きしたいと思っております。

政府参考人(金森越哉君) 御紹介ございました、国民教育文化総合研究所が日本とイングランド、スコットランド、フィンランドの教員について実施した教員の仕事と職場生活についての国際比較調査は、日本とこれらの国における教員の勤務実態等を示す一つの資料であると承知をいたしております。

この調査におきましては日本の教員は在学時間が一番長いなどという結果が示されておりますが、我が国の公立学校の教員につきましては、文部科学省が平成十八年に実施いたしました教員勤務実態調査の結果によりますと、勤務日における月平均の残業時間が三十四時間に及んでいるという実態が判明しているところでございまして、文部科学省といたしましては、教員が子供一人一人に向き合う時間を拡充するため、学校現場で日々頑張っている教員を支援することが必要だと考えているところでございます。

那谷屋正義君 考えられていることは本当にそのとおりだろうというふうに思うんですが、しかし、子供一人一人と先生が向き合う時間が大事だというふうな主張がある中で、生徒指導がこのように非常に回数的に少なくなってしまうということ、あるいは授業準備も十分にいかないような状況がだんだん生まれつつあるということの中、そして何よりそれ以外の事務作業が非常に多いというような状況の中で、一人一人

の子供と向き合う時間を確保するというのが非常に難しいのではないかというふうに思うわけで、気持ちはそういうふうになることが大事だということはずごく大事なんですけれども、実際にはそういう条件的になっていないということの中で、教員の多忙化解消というふうなことの意味で、やはり学級規模の縮小あるいは少人数指導等の充実を行うことが必要ではないかなというふうに思うわけでありまして、大臣、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（塩谷立君） 確かに、この調査の結果のとおり、我が国の先生方は多忙化ということにあると思っておりますが、そのためにどうしたらいいかということで、少人数の指導ということ、これにつきましては、教科の特性に応じた習熟度別少人数指導等を実施しておりまして、学級編制については、弾力的な運用により、地域の実情に応じた少人数学級を実施しているところでございます。これは、学級編制一律に引き下げることではなくて、やはり地域によっていろんな状況が考えられますので、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取組を可能としているところでございまして、少人数教育を一層充実させることが効果的であると思っております。

今後この推進に努めてまいりたいと考えております。

那谷屋正義君 来年度予算の中にもそうした努力をされた姿が一定見えるわけですが、しかし、例えば非常勤が、今年度七千人いたのを来年度一万四千にするとか、あるいは実質八百人だったのを千人増やすとかというふうなお話がありますけれども、実際には、まあ焼け石に水とまではいきませんが、やはりなかなかその効果が上がるころまでは行かないような状況が生まれています。もちろん予算の問題というのはあるわけでありまして、先日もお話がありましたように、やはり文科大臣は、本当に教育というものを真剣に考え、そして思い描かれている教育を実現するために、いつも胸に辞表を抱えながらその予算の獲得に向けて努力をされるという、そのぐらいの覚悟が欲しいなと。そういう覚悟があれば、この委員会は恐らく与野党を超えて全面的に応援をする、そういうふうな部分だろうというふうに思いますので、是非お力を出していただきたいと思います。

一方で、先ほどの資料にもありましたけれども、様々な事業が、学校の教員はいろいろやるわけですが、その一部軽減負担というふうなことを考えるならば、いろんな学校には今ニーズが寄せられていまして、その多様なニーズにこたえていくためには教員以外の専門的職員をやはり拡充していくということも必要ではないかというふうに思うわけでありまして、これについて大臣は、お考えを聞かせていただけたらと思います。

国務大臣（塩谷立君） 予算についてはしっかり頑張っていきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

学校現場における多様な教育課題に対応して教員が子供たちに向き合う環境をつくるためには、教員以外の専門的職員を活用することは大変重要であると考えておりまして、平成二十一年度予算においても、養護教諭あるいは栄養教諭及び事務職員の定数改善、そして退職教員や経験豊かな社会人等を学校に配置する外部人材の活用事業の拡充、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的、支援的なスタッフの充実を図っているところでございまして、こういった専門的職員の活用を図って学校を支援する体制をつくってまいりたいと考えております。

那谷屋正義君 ちょっとしつこいようではありますが、やはり気持ちというか考え方が先に立つだけでは実際には伴ってこないわけでありまして、そういう意味では、予算上の制約あるいは定員削減の縛りの中で、今お話しされたような事業あるいは学校支援地域本部事業の立ち上げ等も含めて、文科省なりに創意工夫、努力をされているなというの思うわけでありまして、しかし、先ほど申し上げましたように、子供たちと直接に向き合う時間の確保というものを考えたときには、まだまだそこには到底及ばない状況にあるということをお是非認識いただきたいと思います。

これはある方のお話で、フィンランドに視察に行かれた方がいまして、児童が六百人の小学校があります。ここに五十人の正規職員が配置されている。それだけではなくて、更に五十人のいわゆる補助教員がそこに配置されている。そして、そのほかに様々な職種の方たちが二十数名いらっしゃるということで、合計百二十数名で六百人の小学生を見ると。

もちろん日本でこれをやれということは到底かなわぬ話で、それをやれということでは  
ありませんけれども。しかし、そのくらい手厚くやはりされているということ、教育に力  
を入れるということはそういうことなんだろうというふうに思うわけでありまして、まし  
て非常勤、もちろん非常勤の方は今学校にとって非常に欠かせない存在ではありますけれ  
ども、しかし非常勤が増えるということに対しては、やっぱり非常勤の方と正規の方とで  
はやることに限りがありますから、そういう意味ではやはり正規教職員をしっかりと配置  
するということが求められているのではないかと思いますけれども、もう一度大臣にその  
ことについて伺いたいと思います。

国務大臣（塩谷立君） 教員の定数の問題につきましては、御案内のとおり、定数削減  
の中でどれだけ確保できるかということで改善計画を進めているわけですが、実  
態をしっかりと把握する面で、果たして、例えば少人数学級、習熟度別学級、そういった基  
本的な考え方をしっかりと確立することが大事な点と。

つまり、今少人数学級とあって、日本は多分平均約三十人前後、欧米が二十人ぐらいだ  
と思っております、そこら辺を、現在のところ、基準としては四十人学級を基準として  
おりますので、また地方でいろんな対応をしておりますが、現在のところ、その基準自体  
をどう変えていくかということが私は大事だと思っております、そういった議論をし  
て、今後、国民の理解を深め、そしてこの厳しい財政の中で今後の定数の問題をどうとら  
えていくかということは今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

那谷屋正義君 前回の質疑の中でも、教育振興基本計画の中での今後の五年間の中で新  
たな提言ができるかどうかを含めて検討されるというお話がございましたので、是非検討  
そしてすぐ実行というふうになるように頑張っていたら、我々はそういう意味では全  
面的に応援をしていかなきゃいけないというか、したいというふうに思いますので、よろ  
しくお願いをしたいというふうに思います。

次に、労安体制についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

昨年十月に示された教員のメンタルヘルス対策及び効果測定ということで、初中局が委  
託研究の一環として調査報告がされているところであります。それによると、労安体制と  
いうものが八〇%以上の教育委員会が必要であるというふうに認識をされているわけ  
ですが、全体の取組としては、残念ながら一%にすぎないという状況であります。

多忙さを中心としたストレスというのが最も多いわけでありまして、児童生徒の訴えを  
十分に聞く余裕がない教員が約六〇%、いや、それ以上になっているというふうに出  
ています。さらに、うつ傾向は一般企業の約二・五倍。現状のままでは更に体の調子を悪くす  
るというふうに言っている人たちが、増えると言っている方たちが全体の七〇%を占める  
ということでありまして、このことは、先生方の健康ももちろん心配であります、取り  
も直さず、そのことは児童生徒への影響が非常に強く心配をされるところであります。  
メンタルヘルス担当者の不足、これが五一・二%。取組のための予算が取れないというの  
が約半分というふうになっています。

小中高の教職員、病気休職者、〇七年にはとうとう八千人を超えたと言われていま  
す。これは過去最高であります。そして、昨年暮れの文科省調査の結果では、うつなどの精神  
疾患は十五年連続で増加をしていて、約五千人にまで上ったと。十年前の約三倍であり  
ます。

こういう状況の中で、教員に対するメンタルヘルス対策は労働安全衛生管理体制の確立  
一つ取っても、その深刻さというものに比べて大きく立ち遅れているのではないかと思  
いますけれども、お考えをお聞かせください。

政府参考人（山中伸一君） 教員のメンタルヘルス対策を含めました職員の健康保持増  
進のための体制ということでございますけれども、これにつきましては、労働安全衛生法  
の中で、事業場の規模に応じまして、衛生管理者や衛生推進者、産業医の選任、あるいは  
長時間の労働者に対する医師の面接指導の体制整備といったところが義務付けられて  
いるところでございます。

平成十九年五月の文部科学省の調査結果では、常時五十人以上の職員がいる学校にお  
いて選任が必要とされています衛生管理者、これ大体高校が多いと思っております  
けれども、これは九割以上が選任。それから、五十人未満十人以上の学校、これは小  
中学校が多いと思っておりますけれども、これは衛生推進者を選任しなければなり  
ませんけれども、八割が選任という状況でございます。また、月百時間を超える超  
過勤務など、長時間労働に対する医師の

面接指導体制につきましては、五十人以上の学校、これは十八年から実施しなければならないということですが、九割で整備されているという一方で、二十年の四月から面接指導を行うこととされています五十人未満の学校につきましては、平成十九年、実施前ですけれども、四割の整備状況ということでした。

那谷屋正義君 いずれにしましても、現状は、実際にはそうした体制が有効機能していないというふうに思うわけでありませぬ。

昨年五月に、公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進についてということで、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、それから文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課という二頭立てで各都道府県あるいは指定都市教育委員会の方に送られた通知がございます。このように、国段階におきましても、この体制の責任をどうするんだというふうなときにその所在が明らかになっていないということ。それから、この部分はやはりどこか一本窓口を作って、そして真剣に腰を据えて取り組まなければならないことだろうというふうに思うわけでありませぬ。

そして、それを今度は都道府県あるいは政令指定都市、そういったところに、今は教職員課と学校保健課というふうな形で二つの二頭立てになっているわけでありませぬけれども、やはりこうした学校現場の労安法を顧みないというふうな状況があるわけで、これはある意味違法状態でありませぬから、これを見過ごしてしまっただけではないという意味で、やはりお金とそれから人、この部分をきちっと確保することが必要ではないかというふうに思うわけでありませぬけれども、いかがでしょうか。

政府参考人(山中伸一君) 学校における労働安全法等に基づきます労働安全衛生管理体制の整備につきましては、学校での児童生徒あるいは教職員を含めました保健管理につきまして必要な事項を定めておりますのは学校保健安全法でございますけれども、これを所管しているスポーツ・青少年局の方で責任を持って初等中等教育局とも連携を図りながらその周知ですとか指導というものを行っているところでございます。

また、委員御指摘にございました各都道府県あるいは市町村におきましても、それぞれの学校の設置者である教育委員会におきまして、その中で、各県によりまして福利課がやっていたり保健体育科がいたり、いろいろなところで所管しておりますけれども、それぞれの都道府県、市町村でその労働安全衛生管理体制について責任を持っているところがしっかりと取り組むようにしているというふうに考えております。

那谷屋正義君 いや、そうではなくて、責任あるところがしっかりと取り組んでいるじゃなくて、今言ったように二頭立てなものですから、ここのところをどうするといったときに、例えば教職員課に聞くと、いや、その関係は学校保健課だと、学校保健課に行くと、いや、それは教職員課だというふうに責任のたらい回しをしようという状況が生まれちゃうわけですから、やはりそういう意味では、この労安法を確立させるというそういう意味で、きちっと一つの局とは言いませんけれども、係、これを国段階においても、今言われたけれども、国段階においても、そしてそれを都道府県、市町村にいわゆる広げていってほしいということが今私の質問の趣旨であります。

ちなみに、この労安法をしっかりとやっていく上で重要な位置を占められる産業医というのがございます、今人数のこと言われましたけれども。私が出身の横浜は、市立高校が九校、それから小中校が合わせて五百三校ということで、五百十校近い学校数なんです。それでこのことが本当に実現していくのか、有効な機能を果たすのかというふうなことを考えると、とても無理であると。一人の産業医が八十学校を一年間に回るといふんです。そうすると、大体全部を回ると六、七年掛かる。

ところが、六、七年掛かるということは、一人の教職員がそこに、一つの学校にいられる年数が大体六、七年ですから、次、来年産業医が来るよというふうに言われても、もう異動してしまっただけ、ある先生は一生産業医に恵まれない、巡り合わない状況も生まれるということで、ここでは横浜市教育委員をされていた方もいて頑張ってくださいとは思いますが、

しかし、やっぱり予算とそういったはっきりとしたポジションがしっかりとしていないと、それはなかなか実現できないというふうに思うわけで、やはりここも、文科省の本気度というものをしっかりとここで示していただくためにも、もう一度、大臣、決意をお願いいたします。

国務大臣（塩谷立君） 学校現場でそういった状況を労安法でしっかりと体制を整えるということで、私どもとしては、その二つの部署で担当している。これは初中局と体育局、例えば保健の問題は子供たちについても初中局関係ありますし、体育局も関係あるものですからそういう共管になっているわけでして、そこがうまく機能していくことが必要だと思っております。

この問題については、相談窓口とかカウンセラーとか、そういったところの配置をしっかりとすることも必要だと思いますし、教員の先生方同士の問題といたしますか、どちらかというと余り相談しない人が多いのかなという感じがするんですね。

ですから、もっと、これは先生になる方に初めから、養成課程からやっぱり指導していかないと、どうしてもそうなりがちな環境を、あえて、だから学校内でもやっぱりいろんな相談できる。子供たちの指導する立場というのはやっぱり子供たちにもそういう指導をしようと思うんですね。ですから、自らお互いにやっぱり相談するような状況をつくること、がまず私、根本的な解決としては求められる。

もちろん、相談する医師なりカウンセラーなり、そういうことも明確にすることも大事ですが、トータル的にやっぱり考えていかなきゃならないと私は感じておりました、是非ここは教員の先生方独自の取組と、あとは本当に何をしたらいいかということをもう少ししっかりととらえていかなければならないと感じているところでございまして、いずれにしても今後責任持って対応してまいりたいと思います。

那谷屋正義君 今大臣が言われたように、現場では管理職、校長がそういった責任者になっているところもあれば、実際には養護教諭の方だとかあるいは保健主任だとか、そういう方たちが一つの窓口というかまとめということでやっていますけれども。

しかし、この問題非常に微妙で、プライベートの問題がかかわってくるということの中で、やっぱり仲間内に余り知られたくないだとか、そういう部分というのはどうしても出てくるわけで、これは、やっぱり教職員の中からそれは少しそういうところから抜けていく部分というのが必要だろうし、職場のみんなで一人一人の先生方の健康を考えていくぐらいの余裕が欲しいんですが、先ほども言いましたように、なかなか余裕が取れないような状況があるということで、ここが悪循環になっているわけでございますので、どうか、今の思いをやっぱり実際に形にさせていただかなければならないというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、免許更新制度についてお伺いをしたいと思います。

改めてここで伺いをしたいんですけれども、先ほどの多忙化の問題等々含めて、給与の問題、それから今の労安法の問題、そしてさらに免許更新制というふうなものも含めて、教職というものが魅力ある仕事あるいは職場になっているというふうにお思いかどうか、お考えをお聞かせいただければと思います。

国務大臣（塩谷立君） もちろん、職場になっているかどうかではなくて、そういう職場であるということだと思っておりますが、いずれにしましても、教職という大事な子供たちが将来、人格形成に向けて、学校等で教職の先生方にいろんな指導を受けるわけでございまして、私どもとしてはもうそういう場にすべく努力をしているわけでございませぬ。

しかしながら、いろいろと問題点もあるのは承知をしている中で、来年というか来年度、四月から教員の免許更新制をスタートするわけでございまして、これについても、より教員の皆さん方には最新の知識、技能を習得していただいて、自信と誇りを持って、社会の尊敬と信頼を得ることが大事だと思っておりますこの実行に移したわけでございます。

特に教員の先生には意欲を持って働くことができるように、文部科学省としては、年間で優秀教員の表彰を実施したり、先ほどの給与体系もめり張りある形にすべく今検討しているところであります、また教育活動以外の教員の事務負担の軽減を進めるとともに、人事管理の厳格化も取り組んでまいりたいと思っております、教職の大事なこの仕事をしっかりと確立できるようにその環境を整えてまいりたいと考えております。

那谷屋正義君 魅力的な職場でなければならぬという、そういう御見解かというふうに思いますけれども、先ほど来から申し上げておりますように、超勤、過密労働によるハイストレスですとか、そういうふうな中に更に、これは余り触れまいと思ったんですが、例えば文科大臣経験者や文教問題の専門家と称する方々からも大変理解に苦しむ誹謗中傷

が無定見にも吐き出されたのは事実でありまして。元総理経験者から、後ろからだけではなく前から弾を撃ってくる、笑っちゃうと、麻生総理の政治姿勢をこき下ろした発言があったわけでありまして、こうした紙面等で扱われてきた妄言のたぐいは、教職員がやり遂げてきたことに対する誇りですとか、あるいは教職志望者の動機等を著しく傷つけていることになぜ思い至らないのかということ、笑っちゃうどころか、ある意味悲しくさえなってしまうわけでありまして。そういう意味では、今の大臣の思いを、やはり思いだけでなくて形にさせていただくということが非常に大事だというふうに思うわけでありまして。

それで、この教員免許更新制が教員の資質能力の向上というものを目指しているというふうになっているわけでありまして、教員の資質能力の向上という意味では、ある意味、授業力の向上というふうなもの、それから人間的魅力の向上というふうなものが考えられるかと思うわけですが、これらは研修によってやはり図られるということが実は教育基本法第九条にもうたわれているわけでありまして。身分を危うくすることで資質能力の向上を迫るということは、教育基本法の理念にはそぐわないのではないかとこのように思うわけでありまして。そもそも論になってしまいますけれども、免許更新制は、教育基本法第九条が定める、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めようとする教員の努力と意欲を阻害してしまうんじゃないかというおそれを私は心配、そういう心配をしているところでありまして。

そういう意味で、更新制に頼らなくては実現できない教員の資質能力の向上とは具体的に何を指すのか、大臣にお答えいただけたらと思います。

国務大臣（塩谷立君） 教員の資質向上については、当然ながら、教員の養成段階から採用あるいは研修、各段階において総合的に講じることが必要であるわけでありまして、そういう中で今回の更新制度を導入して、改めて生涯にわたり教員として必要な最新の知識と技能を保障しようというものでございまして。免許状取得に際して、養成教育を担当して最新の研究成果を提供することのできる大学にその役割を担っていただくわけでありまして、そこが今回の更新制の研修と違うところだと私も思っておりますので、そういった大学の講習内容によってこの技能、新しい知識等が保証されるということでありまして、その点を御理解いただきたいと思うわけでありまして。

那谷屋正義君 そうすると、この免許更新制は、大学側に依頼しているということの中で、資質能力の向上というか授業力の向上、人間的魅力の向上というふうなものを養うものとはまた別だというふうに今言われたんでしょうか。

国務大臣（塩谷立君） それは、授業力あるいは人間形成も当然併せて行うことになっております。

那谷屋正義君 それがある意味、免許の失効というそういったものが背後にある中で、言ってみれば強制的な部分というのが非常にあります。

そして、これは実は今年度試行されましたけれども、まだまだ様々な課題が残されております。とりわけ、委員会で出されました附帯決議等々に様々な問題が出されているわけでありまして、その中の一つに非常勤講師の問題があるかというふうに思います。非常勤講師もこの更新制の対象になっているわけでありまして、

今、現場で実際に教鞭を執られている非常勤の方はそういう意識を持たれているかもしれませんが、しかし、そうでない方たちというのは実は相当数いらっしゃるわけでありまして、この方たちがいつ免許を更新しなければならないのかという問題を常に意識できるかどうかということも実はあるわけでありまして。これは、先日の質疑の中では個人がこれをやはり一応認識しておいてもらわなきゃ困るというようなお話もございましたけれども、それに対して我が方の同僚の議員からは、いや、やはり教育委員会あるいは校長の方から何らかの形で通知をするべきではないかというようなお話もあったわけでありまして、最終的には個人にゆだねられるというふうなお話でございました。そのために、更新をし損なって失効してしまう方たちが非常に心配されるわけでありまして。

さらに、学校現場の非常勤講師の中で、大変ベテランの方で、ああ、このままずっとしてもらいたいという先生方の多くの方たちは、やはり御自分の教育に対してプライドをお持ちでありますけれども、何だと、この免許更新制はこれを受けなければ失効してしまうのかと、私たちが今までやってきたのは何なんだという、つまりそういうふうなことの中で、もう受けないというふうな、更新をしないというふうな実情も生まれつつあるとい

うことになっています。そういうときに、全体的に非常勤講師、あるいは有効な免許を持たれている方の数が全体的に減ってしまうという、そういうおそれがあります。

しかし、今現場ではまさに臨任あるいは非常勤講師が必要であり、とても大事な仕事をいただいているわけでありますから、そういう意味ではそこへの配慮というものが重要になってくるわけでありますけれども、これについてどのようになっているんでしょうか。

政府参考人(金森越哉君) 非常勤の講師の方々につきましても、教諭などの方々と同様に教員免許状が必要な職でございますので、その時々で求められる最新の知識、技能を習得する必要がございます。

文部科学省といたしましては、非常勤講師の円滑な採用に支障を来さないよう、各教育委員会等に対しまして、非常勤講師として採用する可能性のある者について名簿の作成を行い、あらかじめ免許状更新講習の受講を促すなど、非常勤講師の確保のための取組を行うことを促しているところでございます。また、制度の周知につきましては、冊子やポスターを作成、配布いたしたり、文部科学省のホームページの教員免許更新制のページに随時制度の説明や講習の情報についての資料を掲載しておりまして、その中では非常勤講師向けのページも設定しているところでございます。

教育委員会や各学校長に対して、非常勤講師も含めた教員に対する周知を促進することなどの取組を行っているところでございまして、今後とも必要な非常勤講師の確保に影響がないよう、引き続き様々な取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

那谷屋正義君 今お話伺っていると、あくまでも個人で管理をするということが大前提になるのかなというふうに思います。もちろんそれが正論かもしれませんが、しかし、実際に非常勤の方が学校で勤めていらっしゃるんじゃないときにどういうことをしているかということをよく考えていただくと、ホームページをそうやって見たりなんかするというふうなことが本当にあるのかないのかということが、これ現実離れしている部分というのがあるんだろうと思いますよ。そういう意味では、やはり、例えば過去に教育委員会に登録している、非常勤として、あるいは臨任として登録しているそういう方たちに教育委員会から何らかの通知をするとか、そういうふうな方法をやはり取っていかないと、非常勤、臨任が足りなくなりますよ。

横浜の話をもたせさせていただきますけれども、横浜では四月当初、大体非常勤枠というのが千人ぐらいあります。そういうふうにストックされているんですね、リストが。ところが、五月過ぎるとこの千人が全部出払っちゃいます。それだけ今は非常勤だとか様々、病休だとか、いろんなところでもってそこに配置されちゃうわけですが、その後更に非常勤の方が必要だというふうな学校が当然出てくるわけですが、そのときに何が言われるかといったら、もう教育委員会にはストックはありませんと、自分で探してくださいということで、学校長がまず自ら探そう、で、今度は、学校長だって範囲が限られているから、先生方一人一人が探そうということで、さっき学校の様々な忙しい実態を資料でお示ししましたが、また更なるそういう本来の本務とは違うような状況がまた生まれてくるということでもって、そういう意味では、今の非常勤、臨任の方の待遇というのもしきちとしていかなければいけないということを私は強くお話しさせていただきたいと思います。

それから、今度は予算についてであります。これもこの間のお話でございました。四十七億円を概算要求のときには示していたわけでありまして、結果的には十億円余りになってしまったと。で、この答えについて、この見解について、文科省は、まあ十億二千万というのは、いわゆる山間へき地あるいは離島に対して大学側が出張する、そういったところには何とかこれで間に合うというふうな話をされていましたが、まず、本当に間に合うのかどうかということも検証されているのかどうかというのが一つ。それから、この附帯決議の中に、すべての教員の受講に伴う費用負担軽減というふうなうたわれているんです。その予算を確保すべき、検討する、努力するというふうなうたわれているわけでありまして、そのことが完全に飛ばされてしまっている。

本来は、免許は個人のものだから個人が負担をしなければならないというふうに関き直った言い方をされているわけでありまして、これはどう考えてもおかしな話でありまして。まずお聞きしたいのは、十億二千万ぐらいで山間へき地、離島の部分が今現在きちっとそれで間に合うということが言えるのかどうか、さらにはその他すべての教職員の受講費の負担というものについて今後どう考えていくのか、この二点についてお伺いした

いと思います。

国務大臣（塩谷立君） 免許更新の問題については、先ほどお話があったように、個人が負担するということが、この受講料等で賄うことになっておりますが、予算としては、現職教員が多様な状況にありますので、そういった方々に対して円滑に質の高い講習が受講できるようにということで、御案内のとおり、山間地とか離島、へき地等への出張講習、それから受講者が少ないと見込まれる講習の開設、障害者のある教員が講習を受講する際の配慮等、そういった取組において特段に支援が必要な事項について、各大学に補助するための経費を計上してございまして、結果として受講者の負担軽減が図られることになるわけでございますので、附帯決議の趣旨を踏まえたものであり、今現在予定している予算としてはこれで賄えると考えております。

那谷屋正義君 もう時間が余りありませんので、四月から先行実施される小中学校の学習指導要領で道徳教育が重視されることにかんがみて、先人の生き方に学ぶなどとした「心を育む」ための五つの提案」を大臣はされました。その中の一つで、「家庭で、生活の基本的ルールをつくる。」というふうなこと、そしてそれを具体的に、例えば「いじめめるな。」、「嘘をつくな。」、「人に迷惑をかけるな。」と、このようなことを言われているわけでありませぬ。

しかし、今のこの教員免許更新制一つを取ってみると、種々の問題点を未解決なまま本格実施に踏み切ってしまう、そして先生方の身分を脅かそうとするような状況が生まれているということ、そういう意味では、いじめめるなということがここにかかわってくるのではないかと。さらに、予算が当初の五分之一になってしまっていて、すべての教員の受講に伴う費用負担軽減というものを、特段に費用が掛かる必要なところに、そこをやることによって結果的に先生方の費用負担が変わるというふうな、ある意味、うそとまではいきませんが、しかし極端に言うとうそをつくなという、そういうふうな部分。そして、非常勤講師の更新体制のこれからどうのこうのというふうな話では、まさにこれは職場、現場に迷惑を掛ける、人に迷惑を掛けるなという、この三つの部分が全くこの更新制は相反するものになっているのではないかと指摘せざるを得ません。

大臣の発言等々を考えてみますと、この免許更新制度というのは政治のおもちゃであってはならないというふうに思うわけでありまして、免許更新制を私は早々にお蔵入りをさせて、教師の自主的な研さん等を強力、そして十分に支援できる枠組みの実現に向けた努力を、施策をお願いをしたいということをお願い申し上げまして、時間が来ましたので終わりたいと思います。